



8月10日は「道の日」

道路ニュース

THE ROAD NEWS No. 669

令和7年8月号

発行所 全国道路利用者会議
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関3-3-1
尚友会館6階
電話 03-3501-5611(代)
発行人 小林 勉
定価 20 円 (会員の購読料は会費に含む)

公募技術の応募状況及び選定結果



【応募状況及び選定結果】

	テーマⅣ		テーマⅤ		計
	公募対象	逆走車両検知	注意喚起警告	逆走車両検知・注意喚起警告	
応募提案数 (応募企業数)		11 (14)	8	2 (2)	21 (16)

※同一企業が複数の提案を行っている場合がある

	テーマⅣ		テーマⅤ		計
	公募対象	逆走車両検知	注意喚起警告	逆走車両検知・注意喚起警告	
選定提案数 (選定企業数)		11 (13)	6	2 (2)	19 (15)

高速道路における新たな逆走対策技術公募 現場検証技術 選定一覧

テーマ	No.	企業名	公募分類	提案技術	技術の概要
テーマⅣ	1	Dahua Technology Japan合同会社	逆走車両検知	IVSS (Intelligent Video Surveillance Server) による逆走検知システム	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知するもの
	2	沖電気工業株式会社	逆走車両検知	AI画像解析による逆走車両検知	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知した情報を、順走車両及び逆走車両のスマートフォンアプリへ注意喚起・警告するもの
	3		注意喚起警告	スマートフォンアプリへの注意喚起・警告	
	4	アンリツ株式会社	逆走車両検知	AI画像解析による逆走車両検知	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知した情報を、順走車両及び逆走車両のスマートフォンアプリへ注意喚起・警告するもの
	5		注意喚起警告	スマートフォンアプリへの注意喚起・警告	
	6	株式会社 仙台銘板	逆走車両検知	ローカルLLMを活用した画像認識技術	ローカル環境へ構築したオープンソースのLLMにてCCTVの静止画を解析し、逆走車両を検知するもの
	7	丸紅ネットワークソリューションズ株式会社	逆走車両検知	AI画像解析による逆走車両検知	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知するもの
	8	東芝テリー株式会社	逆走車両検知	AIを活用したリアルタイム逆走車両検知	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知するもの
	9	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	注意喚起警告	ドライブレコーダーによる注意喚起・警告	受信した逆走車両情報を、順走車両のドライブレコーダーに注意喚起・警告するもの
	10	日本無線株式会社	注意喚起警告	スマートフォンアプリへの注意喚起・警告	受信した逆走車両情報を、順走車両及び逆走車両のスマートフォンアプリへ注意喚起・警告するもの
	11	キャノンマーケティングジャパン株式会社	逆走車両検知	AI画像解析による逆走車両検知	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知するもの
	12	パナソニックコネクト株式会社	逆走車両検知	AI画像処理による物体検出を用いた逆走車両検知技術	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知するもの
	13	株式会社 国際電気	逆走車両検知	AI画像解析による逆走車両検知	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知するもの
	14	住友電工システムソリューション株式会社 (LINEヤフー株式会社)	逆走車両検知	AI画像解析による逆走車両検知	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知した情報を、順走車両のスマートフォンアプリへ注意喚起・警告するもの
	15		注意喚起警告	スマートフォンアプリへの注意喚起・警告	
	16	富士通株式会社	逆走車両検知	AI画像解析による逆走車両検知	CCTV映像をAI画像解析し逆走車両を検知した情報を、順走車両のスマートフォンアプリへ注意喚起・警告するもの
	17		注意喚起警告	スマートフォンアプリへの注意喚起・警告	
テーマⅤ	1	株式会社CR networks	逆走車両検知 注意喚起警告	自転車設備による逆走自動検知～注意喚起	スマホアプリ・ディスプレイオーディオ等を活用したBluetoothビーコンとスマホ位置情報による自身の逆走を検知し、逆走車両のスマホアプリへ注意喚起・警告するもの
	2	株式会社JVCケンウッド	逆走車両検知 注意喚起警告	通信型ドライブレコーダーを用いた高速道路における逆走検知	通信型ドライブレコーダーの画像認識AI及びGPSマップマッチングにより自身の逆走を検知し、逆走車両のドライブレコーダーへ注意喚起・警告するもの

「道路法施行規則の一部を改正する省令」公布

～ 占用物件の維持管理の基準を強化 ～

道路法施行規則の一部を改正する省令が令和7年7月25日に公布された。この省令の施行に伴い、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、道路占有者に対して、占用物件の安全性に関する報告及び地下占有物連絡会議等が必要と認められる場合における点検結果等の報告を求めることとした。

【1. 背景】

令和7年1月28日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生したことを踏まえ、「下水道等」に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」にて、関係者間におけるリスク情報の共有のあり方等について議論されており、道路管理者と道路占有者との連携強化が求められている。

直轄国道においては、「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」(令和元年5月30日)により、占用物件の占有期間満了に伴う更新時の更新時期及び5年に1回の更新時期及び5年に1回の更新時期及び5年に1回の更新時期等に関する提出等をもって、道路管理者は、占用物件の安全性について確認を行っている。一方で、地方公共団体が管理する道路については、国と同様の取組を実施している都道府県は全体約6割、市町村は約2割にとどまっており、占用物件の管理状況が十分に道路管理者に共有されていない状況にある。

また、今回の道路陥没事故の発生を受け、道路利用者が第三者への重大事故を未然に防止する観点から、令和7年4月より、各都道府県において、道路管理者と道路占有者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐための取組の状況共有などを行う場として地下占有物連絡会議が設置されており、占用物件の規模や種類、場所等も考慮しながら、こうした取組をさらに進める必要があるとしている。

【2. 概要】

道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の5の5を改正し、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、以下の2点を占用物件の維持管理の基準として位置づけることとする。

▽道路占有者は、占用物件

令和7年度
「道路ふれあい月間」
推進標語

「脈々と輝く生命(いのち)を繋ぐ道」

“道路総合システムサービス”企業

NICHIREKI

ニチレキ株式会社

東京都千代田区九段北4-3-29 TEL 03(3265)1511代表

【3. 今後のスケジュール】

施行：令和8年4月1日

※地下占有物連絡会議は、道路法第28条の2第1項の協議会として設置。